

# 公民館運営審議会委員の職務について

## • 公民館運営審議会とは？

公民館運営審議会の役割は、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するために、都道府県及び市町村の教育委員会に置かれるものです。

## • 委員の職務

社会教育法第29条抜粋

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

法律にあるように公民館運営審議会委員の職務は、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議することとなります。

## • 委員の構成及び任期

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例抜粋

(審議会)

第3条 法第29条第1項の規定により、教育委員会に大津市立公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員の定数は、25人以内とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 教育委員会が行う委員の公募に応募した市民

4 前項第4号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、同号に掲げる者のうちから委員を委嘱しないことができる。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 公職又は団体代表の地位にあったため委嘱された委員は、第5項の規定にかかわらず、その地位を失ったときに委員の資格を失う。

◎本市では、社会教育委員が公民館運営審議会委員を兼ねていただきます。

※今回募集する委員の任期は、令和8年7月7日から令和10年7月6日までです。